

事務連絡
平成13年 7月31日

東京大学理学部長
東京大学物性研究所長
宇宙科学研究所長
核融合科学研究所長 殿
岡崎国立共同研究機構生理学研究所長
高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所長
実験動物中央研究所長

文部科学省国際交流官

日米科学技術協力事業の実施に関する要綱の改正について

このたび、別添のとおり、日米科学技術協力事業の実施に関する要綱が、平成13年1月6日の省庁再編に伴う組織の改編に伴い、改正されました。

今回の改正の内容は、下記のとおりですので、各位におかれては事務処理上遺憾のないよう、貴管下の関係者に対して、このことを周知願います。

記

1 改正の主な内容

- (1) 省庁再編に伴い、文部科学省の行う研究開発事業が対象となること。
- (2) 省庁再編に伴う組織の改編により、事業の企画立案等の提案先が、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長となること。
- (3) 提出された事業計画は、科学技術・学術審議会学術分科会関係部会等の審議議をへること。
- (4) 他省庁との連絡協議は、文部科学省が必要に応じて行うこと。



○ 日米科学技術協力事業の実施に関する要綱（昭和五十四年七月二十五日文部科学省局長裁定）

	改 正 案	現 行
第一（趣旨）	第一（趣旨）	
この要綱は、エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和54年5月2日締結）及び科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年6月20日締結）（以下両協定を合わせて「日米科学技術協力協定」という。）に基づいて文部科学省が行う研究開発事業の実施に関し、必要な事項を定める。	この要綱は、エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和54年5月2日締結）及び科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年6月20日締結）（以下両協定を合わせて「日米科学技術協力協定」という。）に基づいて文部省が行う研究開発事業の実施に関し、必要な事項を定める。	
第二（略）	第二（略）	
第三（略）	第三（略）	
第四（事業の企画立案等）	第四（事業の企画立案等）	
（二）協力事業を実施するため必要な研究者グループを組織すること、協力事業の事業計画を立案し、科学技術・学術政策局長、研究振興局長又は研究開発局長（以下「局長」という。）に提案する	（二）協力事業を実施するため必要な研究者グループを組織すること、協力事業の事業計画を立案し、学術国際局長（以下「局長」という。）に提案すること、第五（一）により策定された協力事	

こと、第五（一）により策定された協力事業の事業計画の実施に関する連絡調整を行うこと等については、関係研究所長及び関係学部長（以下「関係研究所長等」という。）が行うものとする。

（二） 略
（三） 略
（四） 略

業の事業計画の実施に関する連絡調整を行うこと等については、関係研究所長及び関係学部長（以下「関係研究所長等」という。）が行うものとする。

（二） 略
（三） 略
（四） 略

日米科学技術協力事業について（概要）

旧文部省では日米科学技術協力協定及び日米エネルギー研究開発協力協定に基づく研究協力として下記7分野に係る研究開発事業を実施しており、学術国際局長裁定で要綱を定めて、日本学術振興会や国立学校特別会計により担当機関へ予算を措置。

【協力分野】

○エネルギー分野

協力事業の分野	関連研究所長等
核融合	核融合科学研究所長
高エネルギー物理学	高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所長

○非エネルギー分野

協力事業の分野	関連研究所長等
宇宙	宇宙科学研究所長
中性子散乱	東京大学物性研究所長
実験動物科学	実験動物中央研究所長
組換えDNA	東京大学理学部長
脳研究	岡崎国立共同研究機構 生理学研究所長

【予算措置、取極の有無】

分 野	予算措置の有無		取極等の 有 無	関連研究所等
	特別会計	J S P S		
核融合	○	○	○	核融合科学研究所
高エネルギー物理学	○	○	○	高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所
宇宙		○		宇宙科学研究所
中性子散乱	○	○	○	東京大学物性研究所
実験動物科学		○		実験動物中央研究所
組換えDNA		○		東京大学理学部
脳研究	○	○	○	岡崎国立共同研究機構 生理学研究所

日米科学技術協力事業の実施に関する要綱

昭和54年 7月25日
文部省学術国際局長裁定
改正 昭和56年 4月 2日
改正 昭和57年 4月26日
改正 平成元年 5月29日
改正 平成9年 7月 1日
改正 平成11年 9月13日
改正 平成13年 1月 6日
文部科学省科学技術・学術政策局長
文部科学省研究振興局長裁定
文部科学省研究開発局長

第1（趣旨）

この要綱は、エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和54年5月2日締結）及び科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年6月20日締結）（以下両協定を合わせて「日米科学技術協力協定」という。）に基づいて文部科学省が行う研究開発事業の実施に関し、必要な事項を定める。

第2（協力分野）

日米科学技術協力協定に基づいて実施する研究開発事業（以下「協力事業」という。）の分野は、次のとおりとする。

(1) エネルギー分野

- ① 核融合
- ② 高エネルギー物理学

(2) 非エネルギー分野

- ① 宇宙
- ② 中性子散乱
- ③ 実験動物科学
- ④ 組換えDNA
- ⑤ 脳研究

第3（協力方式）

協力事業は、共同研究、種々の会合、情報交換及び研究者交流その他適当な方式によって実施するものとする。

第4（事業の企画立案等）

(1) 協力事業を実施するため必要な研究者グループを組織すること、協力事業の事業計画を立案し、科学技術・学術政策局長、研究振興局長又は研究開発局長（以下「局長」という。）に提案すること、第5(1)により策定された協力事業の事業計画の実施に関する連絡調整を行うこと等については、関係研究所長及び関係学部長（以下「関係研究所長等」という。）が行うものとする。

(2) 上記(1)の関係研究所長等は、協力事業の分野ごとにそれぞれ次のとおりとする。

	協力事業の分野	関連研究所長等
エネルギー分野	核融合	核融合科学研究所長
	高エネルギー物理学	高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所長
非エネルギー分野	宇宙	宇宙科学研究所長
	中性子散乱	東京大学物性研究所長
	実験動物科学	実験動物中央研究所長
	組換えDNA	東京大学理学部長
	脳研究	岡崎国立共同研究機構 生理学研究所長

(3) 関係研究所長等は、上記(1)の事務を処理するに当たっては、第6に定める研究計画委員会に諮るものとする。

(4) 関係研究所長等は、上記(1)の事務の処理の状況について、必要に応じ、日本学術振興会会長と連絡をとるものとする。

第5（事業計画の策定）

(1) 局長は、関係研究所長等からの提案を受け、かつ、科学技術・学術審議会学術分科会関係

部会等の審議及び日米間の協議を経て、協力事業の事業計画を策定するものとする。

- (2) 局長は、上記(1)により策定した事業計画を関係研究所長等、日本学術振興会会长その他 の関係機関の長へ通知するものとする。

第6 (研究計画委員会)

- (1) 関係研究所長等は、第4(3)に規定する諮問事項について審議する研究計画委員会を設置するものとする。

第7 (関係省庁との連絡協議)

協力事業のうち、他省庁と協力して実施するものについては、文部科学省において、必要に応じ、関係省庁と連絡協議するものとする。

第8 (日本学術振興会から支出される経費)

協力事業に関し日本学術振興会から支出される経費に係る事務については、関係研究所及び関係学部において適正に処理するものとする。

第9 (その他)

この要綱に定めるもののほか、協力事業の実施に必要な事項は、あらかじめ局長に協議の上、関係研究所長等及び日本学術振興会会长が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年7月25日から実施する。

附 則

この改正は、昭和56年4月2日から実施する。

附 則

この改正は、昭和57年4月26日から実施する。

附 則

この改正は、平成元年5月29日から実施する。

附 則

この改正は、平成9年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成11年9月13日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年1月6日から実施する。

日米科学技術協力事業に係る今後の実施体制について

【担当課室等】

- ・日米科学技術協力事業の省内総括
- ・各事業の担当課室

国際交流官付

分野	関連研究所等	担当課室	担当局長
核融合	核融合科学研究所	原子力課核融合開発室	研究開発局長
高エネルギー物理学	高エネルギー加速器機構 素粒子原子核研究所	量子放射線研究課	研究振興局長
宇宙	宇宙科学研究所	宇宙政策課	研究開発局長
中性子散乱	東京大学物性研究所	量子放射線研究課	研究振興局長
実験動物科学	実験動物中央研究所	学術研究機関課	研究振興局長
組換えDNA	東京大学理学部	ライフサイエンス課	研究振興局長
脳研究	岡崎国立共同研究機構 生理学研究所	ライフサイエンス課	研究振興局長

※但し、日本学術振興会から措置される予算については国際交流官付で担当。

【事業計画の策定等】

各分野毎の事業計画の策定については、関連研究所等から事業計画の提案を受けて担当局長の承認を受ける（担当課室で処理）。

その際、国際交流官付にも合議を行う。